

議会の動き

単年度ごとに利用状況や意識調査などを実施するチエック体制を確立し、市民ニーズに沿ったサービスの提供に努めること。

以上の意見を付し、原案可決と決定いたしました。

経済建設

平成18年第4回定例会において付託となつた、議案第22号「富良野市手数料条例の一部改正について」及び議案第26号「富良野市建築確認申請等、手数料徴収条例の一部改正について」の2件の審査経過と結果について、ご報告を申し上げます。



開発された振興住宅街

最初に議案第22号は、平成14年度に道から権限委譲を受けた開発行為、及び宅地造成等の許可事務について、現在本市で進めている料金等の全額的な見直しの一環として、公平な利用者負担を確保するために、手数料の見直しを行ない改正するものであります。

本委員会は、議会活動の活性化や定数問題等も含めより市民に身近な議会のあるべき姿の検討・改善を目的として設置されました。

地方法は、「自己決定・自己責任」の原則のもと、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担つて行くことになり、議会

等に応じ、適切な単価に改定すべき必要があることと、料金等の全序的な見直しの一環として、行政サービスの公平な利用者負担を確保する必要から、手数料の見直しを行い改正を行うものであります。

本委員会は担当部局より本条例の2件に係る基本的な考え方と、使用料・手数料の全額的な見直しの設定基準に係る説明を求め、慎重に審議を進めてきました。

審査を進める中では、本条例2件については、建築確認申請、開発行為の許可、宅地造成工事許可、とともに個人の資産形成に係るものであり、申請、開発行為においても、見直しの設定基準においても、分類判断シートに於ける負担

設定されており、適正なものと判断をしていました。

よつて議案第22号、及び議案第26号の2件は、全会一致で原案通り可決すべきものと決定しました。

本委員会は、議会活動の活性化や定数問題等も含めより市民に身近な議会のあるべき姿の検討・改善を目的として設置されました。

地方法は、「自己決定・自己責任」の原則のもと、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担つて行くことになり、議会

は、間接民主主義の形態での意思決定機関として市民意思の反映と、執行機関に対する批判監視機能に加えて、条例を異にし特殊性があること、さらに、実質的な負担額を基本として設定しているなどの説明がありました。

委員会では、本条例が地方分権により、権限委譲を受けた時点において、基本的には各市ともに、道が決めて来た金額に準拠してきており、改定の激変緩和も考慮し、類似市町村とのバランスも含め設定されており、適正なものと判断をしました。

よつて議案第22号、及び議案第26号の2件は、全会一致で原案通り可決すべきものと決定しました。

本委員会は、議会活動の活性化や定数問題等も含めより市民に身近な議会のあるべき姿の検討・改善を目的として設置されました。

(1)議会の情報が市民へ十分に伝わらないこと等が、結果として議会から市民の意識を遠ざけることにもつながつていることから、議会に関する総合的な情報の提供と開示に努め、市民の関心を高めるとともに議会の活性化を図ること。

(2)市施策に関する議会の議決過程に対する説明責任を議会



改革が進む議会